

資料



三股町高齢者福祉・介護保険運営協議会設置要綱

町長の諮問及び三股町高齢者福祉・介護保険運営協議会の答申

三股町高齢者福祉・介護保険運営協議会委員名簿

1 三股町高齢者福祉・介護保険運営協議会設置要綱

(設置)

第1条 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する地域包括支援センター、介護保険事業及び地域支援事業並びに老人福祉法(昭和38年法律第133号)に規定する老人福祉事業の円滑かつ適切な運営を図ることを目的とし、三股町高齢者福祉・介護保険運営協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の策定に関する事項
- (2) 高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の進行管理及び評価に関する事項
- (3) 高齢者福祉事業及び介護保険事業における施策の実施に関する事項
- (4) 地域包括支援センターの運営及び事業評価に関する事項
- (5) 地域密着型サービス事業所の指定及び運営評価に関する事項
- (6) 地域包括ケアシステムに関する事項
- (7) その他町長が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 介護保険の被保険者の代表者
- (2) 医療、保健及び福祉関係者
- (3) 識見を有する者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、町長が認める者

2 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長1人及び副会長1人を置き、委員のうちから互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 前項の規定にかかわらず、初めての会議は、町長が招集する。

3 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 協議会は、その協議上必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第6条 委員及び会議に出席した関係者は、職務上知り得た個人情報等を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、高齢者支援課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。

2 町長の諮問及び三股町高齢者福祉・介護保険運営協議会の答申

三高介発第 471号
令和4年7月20日

三股町高齢者福祉・介護保険運営協議会
会長 西山 繁敏 様

三股町長 木佐貫 辰生

三股町高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画（令和6年度～令和8年度）の策定について（諮問）

老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8第1項及び介護保険法（平成9年法律第123号）第117条第1項の規定に基づく標記計画の策定にあたり、貴協議会の意見を求めます。

令和6年2月9日

三股町長 木佐貫 辰生 様

三股町高齢者福祉・介護保険運営協議会
会 長 西 山 繁 敏

三股町高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画（令和6年度～令和8年度）の策定
について（答申）

令和4年7月20日付三高介発第471号で諮問のありました「三股町高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画」につきまして、審議・検討を重ねた結果、下記のとおり答申いたします。

記

諮問された計画については、妥当である。

3 三股町高齢者福祉・介護保険運営協議会委員名簿

氏名	所属	備考
西山 繁敏	三股町自治公民館連絡協議会 会長	介護保険の 被保険者代表者
荒武 公治	三股町老人クラブ連合会 会長	
黒木 完子	三股町健康づくり推進員	
長倉 穂積	都城市北諸県郡医師会(長倉医院理事長)	医療、保健及び 福祉関係者
山下 真	都城歯科医師会(三股歯科院長)	
栗畑 守康	一般社団法人 宮崎県介護支援専門員協会 都城北諸県支部 顧問	
川 寄 俊一	特別養護老人ホーム星空の都みまた 事務長	
山元 明義	介護老人保健施設はまゆう 介護支援専門員	
大坪 和久	グループホーム2 ユニットきつき 管理者	
栗山 誓子	三股町訪問看護ステーションなごみ 所長	
末 永 恭	宮崎県社会福祉士会	識見を有する者
下村 勉	三股町民生委員・児童委員協議会 会長	
有川 順一	三股町社会福祉協議会 事務局長	
藤崎 裕人	宮崎県南部福祉こどもセンター 副所長	
益留 真由美	都城保健所 次長(技術)兼健康づくり課長	

三股町高齢者福祉計画 第9期介護保険事業計画

発行年月：令和6年3月

発行：宮崎県北諸県郡三股町

編集：三股町 高齢者支援課

〒889-1995 宮崎県北諸県郡三股町五本松1番地1

電話 0986-52-9062

F A X 0986-52-9069

E-mail kaigo-k@town.mimata.lg.jp



みまた
MIKAZUKI MIMATA